

常滑市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月4日

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市規則第3号

常滑市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

常滑市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和53年常滑市規則第3号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、常滑市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年常滑市条例第4号。以下「条例」という。）<u>第7条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 保健センターの開館時間は、午前9時から<u>午後4時</u>までとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、常滑市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年常滑市条例第4号。以下「条例」という。）<u>第17条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第4条 保健センターの開館時間は、午前9時から<u>午後4時30分</u>までとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。